

2018年11月13日

各位

会社名 株式会社トランザス
代表者名 代表取締役社長 藤吉 英彦
(コード番号：6696 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経営管理部長 稲田 淳
(TEL. 045-650-7000)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2018年11月13日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社グループの従業員及び社外協力者に対し、下記のとおり第9回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本新株予約権は、本新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬ではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済み株式総数の3,159,500株に対し最大で1.6%の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権は後述のとおり、あらかじめ定める利益目標及び株価目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社グループの企業価値の増大を目指すに当たり、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社グループの従業員及び社外協力者に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

当社グループでは、製品開発からサービス展開までをワンストップで提供する垂直統合モデルの構築、小ロット生産への対応、ソフトウェアの多展開を強みとし、同業である情報通信機械器具製造業及び電気機械器具製造業の平均売上高経常利益率2.6%と5.4%（経済産業省「平成29年企業活動統計調査速報」）を上回る売上高経常利益率を確保してきており、高い利益率を今後も確保することを目的として、当社グループでは経常利益を重要な経営指標と位置付けております。

本新株予約権は、当社が提出する有価証券報告書に記載の監査済み当社連結損益計算書の経常利益が、2020年1月期乃至2021年1月期に500百万円を達成した場合に40%、2020年1月期乃至2023年1月期に1,000百万円を達成した場合に100%を行使できる業績判定基準を設けております。当社グループは、2019年1月期に完成予定の新製品をホテル市場だけでなくホスピタリティ市場全体に投入し、2020年1月期以降のIoTソリューションサービスの業績向上を目標としております。そのため、当社グループの過去最高水準の経常利益を大幅に上回る高い利益目標の達成を行使条件として定めております。

また、当社上場日である2017年8月9日から2018年11月12日までの当社普通株式の終値の平均価格の近似値である2,000円を、本新株予約権の行使時点において当社普通株式の終値が上回っているこ

とを行使条件として定め、一方で当社の普通株式の終値が行使価額の約 50%である 500 円を下回る場合に行使不可となる条件を定めました。これにより、付与対象者に、上場日以降のすべての株主に配慮した中長期的な株価維持及び上昇に向けた動機づけを行っております。

このように、本新株予約権の行使及び消滅条件として、業績及び株価条件を採用し、発行により相応の自己負担を求めることで、当社及び当社子会社の従業員及び社外協力者の業績への関心だけでなく、株価上昇へのインセンティブを高め、さらに当社の業績及び株価変動に伴うリスクを株主の皆様と共有いたします。これにより、さらなる企業価値の向上につながれると考えております。

II. 第9回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

510 個

なお、上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は、1,390円とする。当該金額は、第三者評価機関であるブリッジコンサルティンググループ株式会社（以下、「ブリッジコンサルティング」という。）が算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。なお、ブリッジコンサルティングは、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2018年11月12日の東京証券取引所における当社株価の終値1,093円/株、株価変動性54.6%、無リスク利率-0.062%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額1,093円/株、満期までの期間5年、業績・株価条件）に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出を行った。

3. 新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及び算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権にかかる取締役会決議日の前取引日である2018年11月12日の東京証券取引所における当社株価の終値1,093円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式

交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整後行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2020年5月1日から2023年11月30日（但し、2023年11月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2020年1月期乃至2023年1月期のいずれかの期において、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済当社連結損益計算書の経常利益が次の各号に掲げる金額を超過している場合、かつ、本新株予約権の行使日前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値が2,000円を超えている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 - (a) 2020年1月期乃至2021年1月期において、経常利益が500百万円以上を超過した場合、行使可能割合40%
 - (b) 2020年1月期乃至2023年1月期において、経常利益が1,000百万円以上を超過した場合、行使可能割合100%
- ② 新株予約権者は、割当日から本新株予約権が満了するまでの間に、東京証券取引所における当

社普通株式の終値が一度でも 500 円を下回った場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。

- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権の 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2018 年 11 月 30 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記 3.（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3.（3）に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 3.（4）に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 申込期日

2018年11月29日

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2018年11月30日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社及び当社子会社の従業員 12名 合計420個(42,000株)

社外協力者 2名 合計90個(9,000株)

なお、社外協力者は、当社のIoTソリューションサービスに係る製品開発・顧客開拓等に関与している者であります。詳細については、下記「Ⅲ. 割当先の選定理由等」にて記載しております。

Ⅲ. 割当先の選定理由等

1. 割当予定先の概要

氏名	平野 秀樹	
住所	神奈川県横浜市戸塚区	
職業の内容	コンサルタント	
上場会社と割当予定先との間の関係	出資関係	当社普通株式2,000株を保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社と業務委託契約を締結しております。

氏名	David Valdo	
住所	Hillview Rise, Singapore	
職業の内容	EnotekA Pte.Ltd. Director	
上場会社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社子会社と業務委託契約を締結しております。

(注) 本新株予約権の付与に当たり、当社は割当予定先である社外協力者に対し、日経テレコンを利用し過去の新聞記事の検索を行うとともに、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより反社会的勢力等との関わりを調査しました。また、日本及び海外における経済措置及び対象者リストに含まれていないかどうかの調査を行いま

した。その結果、割当予定先に反社会的勢力等との関わりを疑わせる結果はありませんでした。さらに、割当予定先である社外協力者2名に対して、反社会的勢力との関わりの有無について聞き取り調査を行い、反社会的勢力とは一切の関係がないことを確認しており、「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2. 割当予定先を選定した理由

本新株予約権は、中長期的な当社グループの企業価値の増大を目指すに当たり、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として付与しております。

また、社外協力者については、従業員と同様にIoTソリューションサービスの業務についており、国内外においてサービス展開を加速するためには、割当先を含めた事業の推進が重要であることから、本新株予約権を付与することといたしました。これにより、当社と当社グループの業績向上への達成意欲を共有するだけでなく、当社グループとのより強固なリレーションシップを中長期的に継続させ、企業価値向上への意識を共有することを意図しております。

3. 割当先の保有方針

当社は、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式について、割当予定先との間で継続保有に関する書面での取り決めは行っておりませんが、長期的に継続して保有する旨を面談時に口頭で確認しております。

4. 割当予定先の払込に要する財産の存在について確認した内容

当社は、新株予約権の払込に要する財産の存在につきまして、割当予定先の払込に支障がない旨を口頭により確認をしております。また、本新株予約権の払込金額は、1個当たり1,390円と比較的少額であることから、当社としても、かかる払込みに支障はないと判断しております。

以上